

工事書類簡素化の方針

令和2年4月1日現在

1. 概要

藤岡市建設工事書類簡素化要領の第3の1について、「藤岡市建設工事における提出書類一覧表の省略・簡素化の対象書類の具体的な省略・簡素化の方針や内容を定める。

2. 対象書類の解説

【3課税事業者届出書または免税事業者届出書】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）1-6
関係基準等	群馬県建設工事執行規程 第17条第3項
内容	契約担当者は、第1項の規定により契約書を作成しようとするときは、契約の相手方となる者から課税事業者届出書（別記様式第6号の4）又は免税事業者届出書（別記様式6号の5）を徴するものとする。
施行	1事務所につき年度初回のみ提出とする。ただし、課税期間が年度途中で更新される場合は、更新後に再度提出とする。（契約検査課が取りまとめ）

【16コリンズへの登録】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-68
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-5
内容	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工の登録は工事完成検査合格後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 ～略～ また、登録機関発行の「登録内容確認書」は受注者が保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 ～略～
施行	同上 登録内容確認書（登録のための確認のお願い）は、コリンズ・テクリスセンターから送付される書類を監督員が印刷し、確認・署名・押印後、受注者へ原則としてメール等で送付する。また、受注者が行っていた登録内容の確認書の印刷および監督員への提出は不要とし、検査時に提示とする。

【22施工計画書】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-67、68
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-4
内容	1. ～略～ただし、受注者は維持工事等簡易な工事又は当初請負額500万円以下の工事については下記（6）のみ、1,000万円以下の工事については（5）（6）のみに省略することができる。 ～略～ （3）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） （4）施工管理計画 （5）安全管理 （6）緊急時の体制及び対応 ～略～ （8）環境対策 ～略～ 2. 受注者は、施工計画書の内容のうち（3）（4）（5）（6）（8）に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
施行	同上 ・1,000万円以下であっても監督員が指示した事項については、詳細な施工計画書を提出する。 ・変更施工計画書において、（3）～（6）及び（8）に重要な変更が生じた場合は、提出するものとする。また、上記の内容以外の変更でも監督員が指示した事項については、変更施工計画書を提出する。

【3 1 出来形管理写真】

記載頁	建設工事必携（管理・検査編）7-4
関係基準等	群馬県土木工事写真管理要領4
内容	（2）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分について、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 （3）監督員が臨場して段階確認した箇所（測定点）は、段階確認表を提出することとし、出来形管理写真の撮影を省略する。
施行	同上 工事完成後測定可能な部分は、撮影・提出は不要

【3 4 安全訓練の実施状況報告書】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-78
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-27の8、10
内容	8. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 ～略～ 10. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、概要を記録した書面（別記様式9号）について、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時に提示しなければならない。
施行	当初設計金額130万円を超える工事が対象（4時間/月以上） 「安全訓練の実施状況報告書」を監督員に提出としていたが、適宜監督員が確認することとし、検査時に提示とする。

【4 9 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）】

記載頁	建設工事必携（契約・仕様書編）7-73、74
関係基準等	群馬県土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-18の4、5、6
内容	6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。（ただし、COBRIS登録している場合には、登録証明書のみを提出する。）
施行	最終請負金額100万円以上が対象 COBRIS登録の場合は登録証明書のみ提出、それ以外の場合は所定の様式にて監督員に提出し、入力データをCD-Rにて検査課に提出とする。